

狭山市こども計画

概要版

みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま

計画期間 令和7（2025）年度から令和11年（2029）年度



★「狭山市こども計画」の策定の趣旨



こどもまんなか社会の実現に向けて

令和5年4月、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うため「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元的に定めた「こども大綱」が策定され、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）の実現を目指すこととしています。

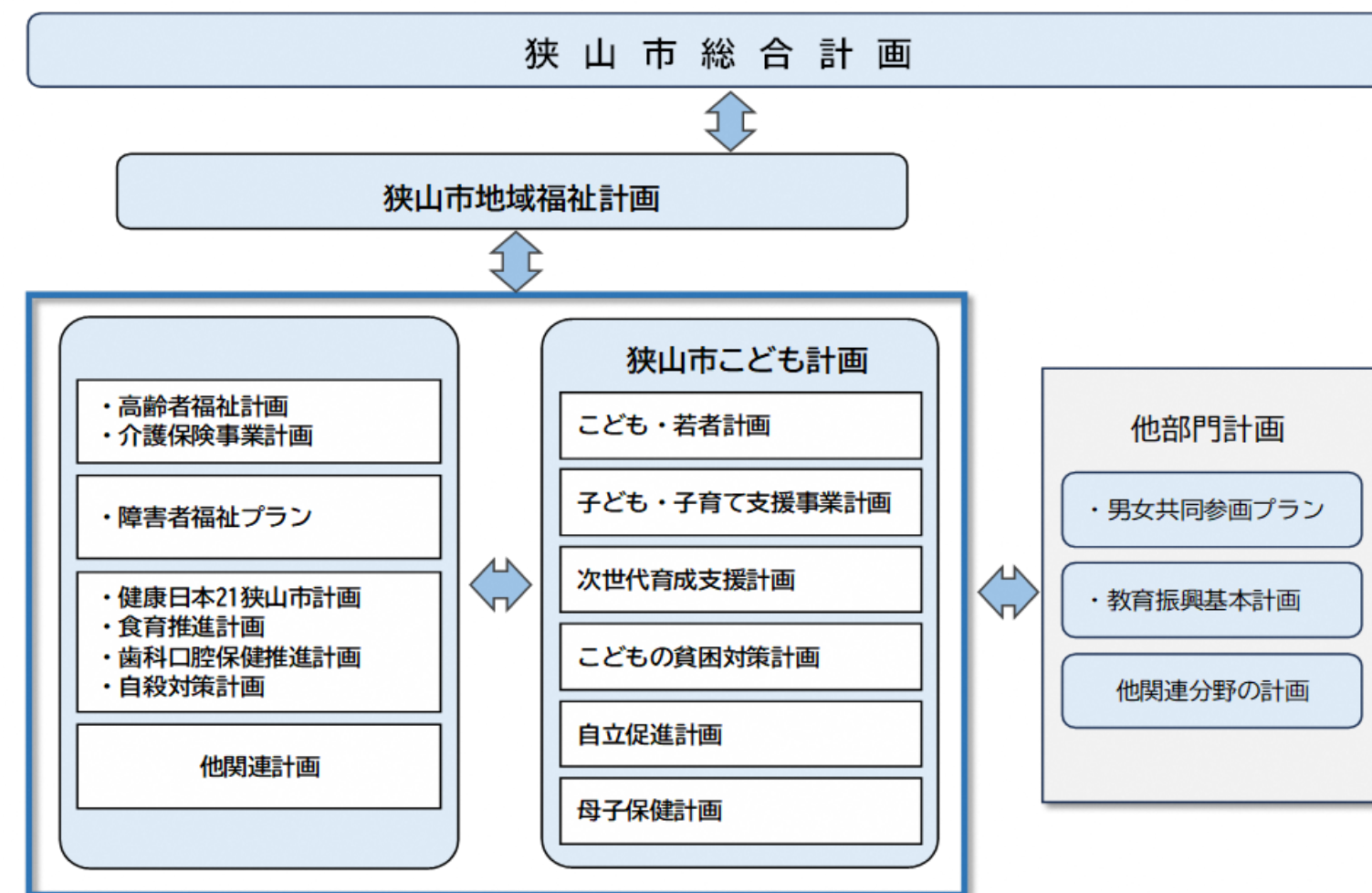
「狭山市こども計画」は、これまでの狭山市子ども・子育て支援事業計画を包含しつつ、こども大綱に定められた基本方針などを勘案し、こどもの最善の利益が優先され、全ての子育て家庭を支える環境を整備するとともに、こどもの健やかな育ちと自立に向けたさらなる支援の充実を図り、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、新たな計画として策定するものです。

★計画の位置づけと対象

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定する「市町村こども計画」であり、同条第5項により、一体のものとして作成することができる関連計画を包含するものです。

また、本市の最上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他の福祉関連計画などとの施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。



みんなで作る こどもの笑顔かがやくまち さやま

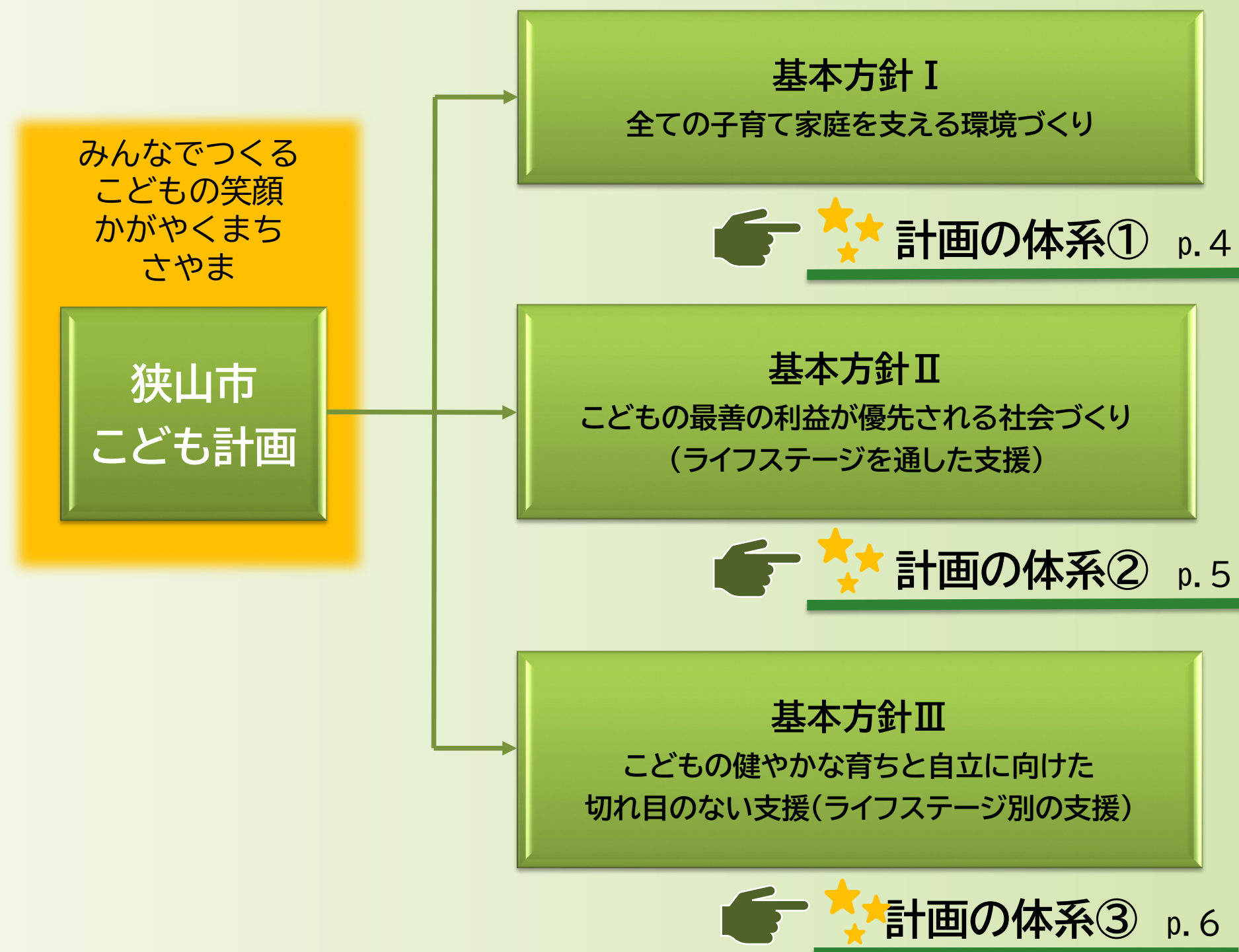


本計画では、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こどもの最善の利益」や「こどもの幸せな状態（＝笑顔）」を地域全体でつくり、未来を担う全てのこどもが、地域住民の一人として、自分らしく生き生きと活躍することができる魅力ある狭山市を目指して基本理念を決定しました。



基本方針

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針をもとに総合的な施策に取り組めます。





計画の体系①



基本方針 I

全ての子育て家庭を支える環境づくり

子ども・子育て支援事業計画

1 就学前の教育・保育

- (1) 教育・保育の提供区域と
基幹型保育所の位置づけ
- (2) 量の見込みと提供体制の確保策

2 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 位置づけと提供区域
- (2) 量の見込みと提供体制の確保策

3 子ども・子育て支援事業の推進

- (1) 就学前の教育・保育の一体的提供
と地域子ども・子育て支援事業
の推進
- (2) 子育てのための施設など利用給付
の円滑な実施の確保
- (3) 教育・保育などの人材の確保と質の向上





計画の体系②



基本方針Ⅱ

こどもの最善の利益が優先される社会づくり
(ライフステージを通した支援)



1 こどもの権利擁護、意見の反映

- (1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) こどもが意見を表明する機会の確保

2 こどもの居場所づくり、社会的活動への参画支援

- (1) こどもの居場所づくりの支援
- (2) 社会的活動への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1) 妊娠期からの疾病予防と健康増進
- (2) こどもの疾病予防と健康増進
- (3) 食育の推進
- (4) 各種医療費支給制度の実施

4 こどもの貧困対策、支援を要するこども・若者を守る取組

- (1) こどもの貧困対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 配慮を要するこども・若者への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1) こどもを虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などから守る取組

- (1) こども・若者の自殺対策・相談
- (2) インターネット対策の推進
- (3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5) 非行・問題行動の防止

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1) こどもまんなか社会の気運醸成
- (2) DXの推進
- (3) 子育てにやさしい住環境の整備
- (4) 交通安全対策及び防犯対策の推進



計画の体系③



基本方針Ⅲ

こどもの健やかな育ちと自立に向けた
切れ目のない支援
(ライフステージ別の支援)

1 結婚・出産の希望をかなえる支援

- (1) 出会いのサポート・婚活支援
- (2) プレコンセプションケアの推進

2 子育てと子育ての支援

- (1) 地域の子育て支援体制づくり
- (2) 地域子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークの充実

3 こどもの自立と健全育成の推進

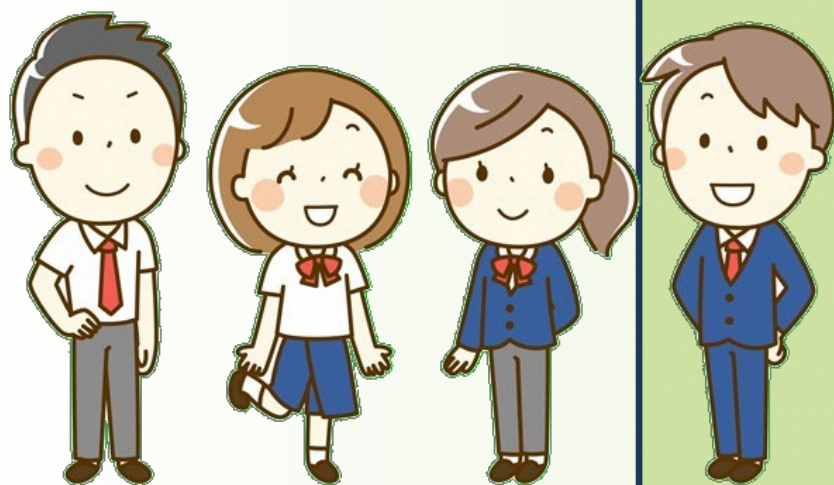
- (1) 次代を担うこどもの健全育成の充実
- (2) 生きる力を育む教育の推進
- (3) 家庭や地域の育てる力の向上

4 こども・若者の未来に向けた支援

- (1) 若者の職業的自立・就労支援
- (2) グローバル社会で活躍する人材育成
- (3) 多様な担い手による持続的な活動の推進
・人材育成

5 ワーク・ライフ・バランス、 働き方改革の推進

- (1) 保育サービスの充実
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進、
働き方改革
- (3) 男女共同参画の推進・男性の子育て参画



子ども・子育て支援事業計画



就学前の教育・保育

1. 教育・保育の提供区域と基幹型保育所の位置付け

本市では、居住地区以外の教育・保育施設の利用状況も踏まえ4つの教育・保育提供区域を設定しました。
各提供区域に基幹型保育所を順次配置していくこととし、まず入曽区域において令和6年4月から基幹型保育所としての機能を開始しています。他の区域にも基幹型保育所を配置しすべての子育て家庭への支援の強化、地域の子育て支援の推進を図ります。

2. 「量の見込み」算出のためのこどもの推計人口

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	人口比 (R11/R6)
0歳	732	725	728	719	710	701	0.958
1・2歳	1,732	1,600	1,502	1,506	1,509	1,486	0.858
3～5歳	2,739	2,728	2,663	2,557	2,427	2,380	0.869
6～11歳	6,219	6,149	6,158	6,045	5,949	5,813	0.935
合計	11,422	11,202	11,051	10,827	10,595	10,380	0.909

3. 量の見込みの算出方法と認定区分など

本計画では、各年齢区分の認定区分ごとに、アンケート調査や各施設における保護者の実態、各年齢区分における人口推計や各施設の利用実績、女性の就業率の見込みなどをもとに就学前の教育・保育の「量の見込み」を求め、これに対応できる各区域の提供体制を確保します。

■認定区分と認定・給付（利用）の内容

就学前の教育・保育の利用は市から保護者への給付となるため、利用にあたり、保護者が市に申請して認定を受ける手続きが必要です。

年齢区分	認定区分		認定・給付の内容	利用施設など
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
0歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業所
1歳				
2歳				

■就労下限時間

子ども・子育て支援新制度では、2号及び3号認定(保育の必要性の認定)にあたり、保護者の就労時間の長さに応じて保育標準時間(11時間保育)と保育短時間(8時間保育)の区分が設けられ、保育短時間認定にかかる就労の下限時間を設定する必要があります。
本市は、条例により、就労の下限時間を月64時間と定めています。

子ども・子育て支援事業計画



地域子ども・子育て支援事業①

4. 就学前の教育・保育の「量の見込み」と「提供体制(定員数)」

【1号・2号認定(3～5歳)】

(単位:人)

	令和6年度(現状)			令和7年度(1年目)			令和8年度(2年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)
量の見込み(A)	919	109	1,548	910	101	1,428	883	99	1,399
提供体制(B)	2,175	324	1,547	1,920	282	1,528	1,800	282	1,528
(B)－(A)	1,256	215	－1	1,010	181	100	917	183	129
	令和9年度(3年目)			令和10年度(4年目)			令和11年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)		(ア)	(イ)
量の見込み(A)	841	94	1,348	794	91	1,284	774	89	1,264
提供体制(B)	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528	1,745	282	1,528
(B)－(A)	904	188	180	951	191	244	971	193	264

※(ア):2号認定であるが幼児期の学校教育の利用希望が強い
(イ):(ア)以外の2号

【3号認定(0～2歳)】

(単位:人)

		令和6年度（現状）			令和7年度（1年目）				令和8年度（2年目）				
		0歳	1・2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み(A)		117	965	1,082	136	402	493	1,031	136	406	439	981	
提供体制(B)		275	942	1,217	271	433	513	1,217	284	454	521	1,259	
(B)－(A)		158	－23	135	135	31	20	186	148	48	82	278	
	令和9年度（3年目）				令和10年度（4年目）				令和11年度（5年目）				
	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	
量の見込み(A)		133	410	414	957	133	405	449	987	132	399	444	975
提供体制(B)		284	454	521	1,259	284	454	521	1,259	284	454	521	1,259
(B)－(A)		151	44	107	302	151	49	72	272	152	55	77	284

1. 位置づけと提供区域

位置付け:子育て中の親子の交流の促進や育児相談などを行う事業です。
提供区域:事業ごとに、市全域、小学校区、又は教育・保育の提供区域である4区域としています。

2. 量の見込みと提供体制の確保策

①利用者支援に関する事業【市全域】

・教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう情報提供や助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型(か所)	量の見込み	3	4	4	4	4
	提供体制	3	4	4	4	4
こども家庭センター型(か所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1

②時間外保育事業(延長保育事業)【4区域】

・保護者の就労時間の延長などにより、認定を受けた保育時間を超えて保育を実施する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/月)	400	387	375	369	363
提供体制(人/月)	730	730	730	730	730

③放課後児童健全育成事業(学童保育室)【小学校区】

・児童の保護者が就労などにより、昼間、家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
提供体制(人)	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619

子ども・子育て支援事業計画



地域子ども・子育て支援事業②

④子育て短期支援事業（ショートステイ） 【市全域】

- ・保護者が仕事その他の理由により、家庭でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一時的にこどもを預かる事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	15	15	15	15	15
提供体制（人）	15	15	15	15	15

⑤乳児家庭全戸訪問事業 【市全域】

- ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対して、家庭訪問により健康状態の確認や育児情報の提供を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	725	728	719	710	701
提供体制（人）	725	728	719	710	701

⑥養育支援訪問事業 【市全域】

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことで、適切な養育の実施を確保する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

⑦地域子育て支援拠点事業 【4区域】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	48,212	47,076	46,992	46,886	46,189
提供体制（か所）	9	9	9	9	9

⑧一時預かり事業

- （ア）幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業【4区域】
- ・幼稚園、認定こども園における通常の教育時間前後の時間や長期休業中などに在園児を一時的に預かる事業（3～5歳）。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1号	6,584	6,452	6,434	6,280	6,225
	2号	11,829	11,626	11,014	10,368	10,188
提供体制（人）		57,790	52,840	56,395	56,395	56,395

（イ）保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業【4区域】

- ・保護者の急病や冠婚葬祭などで家庭の保育が困難な場合に保育所などで一時的にこどもを預かる事業（0～5歳）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		12,062	12,189	12,315	12,442	12,569
提供体制（人）	保育所など	39,068	39,068	39,068	39,068	39,068
	ファミサポ（病児・病後児除く）	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

⑨病児・病後児保育事業 【市全域】

- ・軽度な病気あるいは病気回復期にある児童を保育所などで保育する事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		35	35	35	35	35
提供体制（人）	保育所など	732	732	732	732	732
	ファミサポ（病児・病後児預かり）	960	960	960	960	960

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業/就学児）【市全域】

- ・子育ての手助けが必要な方と子育ての手助けができる方を会員とする組織により、送迎や一時預かりを行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,813	1,859	1,904	1,950	1,995
提供体制（人）	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050

子ども・子育て支援事業計画



地域子ども・子育て支援事業③

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査） 【市全域】

- ・妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的として妊婦の健康診査を実施する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833
提供体制（件）	9,135	9,173	9,060	8,946	8,833

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 【市全域】

- ・保護者の世帯所得の状況を勘案し、教育・保育施設に支払う実費徴収金などの一部について補足給付を行う事業。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【市全域】

- ・児童を受け入れる多様な事業者が、地域において重要な役割を継続して担うことができるように、事業者や事業利用者を支援する事業。

⑭子育て世帯訪問支援事業 【市全域】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦や支援を要するヤングケアラーなどを対象に訪問し、子育てに関する情報提供、家事・育児などの支援を実施する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	60	60	60	60	60
提供体制（人）	60	60	60	60	60

⑮児童育成支援拠点事業 【市全域】

- ・養育環境などの課題を抱える児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	70	70	70	70	70
提供体制（人）	120	120	120	120	120

⑯親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） 【市全域】

- ・要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦などを対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じてペアレントトレーニングを学ぶ支援事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

⑰妊婦等包括相談支援事業 【市全域】

- ・妊娠期からの切れ目ない支援を目的に、妊産婦・その配偶者などに対して面談などにより出産・育児等に関する情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119
提供体制（回）	2,191	2,200	2,173	2,147	2,119

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【市全域】

- ・全てのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での子育て支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込（人）	－	17	17	16	16
	提供体制（人）	－	8	10	13	16
1歳児	量の見込（人）	－	21	21	21	20
	提供体制（人）	－	6	10	15	20
2歳児	量の見込（人）	－	20	20	20	20
	提供体制（人）	－	2	10	15	20

⑲産後ケア事業 【市全域】

- ・出産後1年以内の支援が必要な母子に対し、産科医院などで心身のケアや育児サポートを実施することで、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	100	100	100	100	100
提供体制（人）	100	100	100	100	100



重点的に取り組む施策

こどもまんなか社会の気運醸成

取組内容

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しつつ、社会全体がこどもの最善の利益について考える意識啓発を行います。

待機児童対策(保育所など・学童保育室)

取組内容

・就学前人口が減少する見込みであるなか、3号認定子どもの提供体制の確保は、既設保育施設内での定員調整、1号認定子どもを対象とした教育施設の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる提供体制に余剰のある保育施設へのマッチングなどにより対応します。

・学童保育室は、学校の余裕教室の活用や学校敷地内への学童保育室の設置、民間学童保育室の誘致を行うとともに、毎年の入室申込状況などを鑑み、増員する学童保育室や年度を調整します。

基幹型保育所の機能の充実

取組内容

市内4つの教育・保育の提供区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

利用者支援事業
(基本型・特定型・こども家庭センター型)の推進

取組内容

身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関と連携し妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。

こどもの居場所づくりの支援

取組内容

こどもが安全に安心して過ごせる居場所を提供するとともに、多様な体験や活動ができるよう支援します。

ヤングケアラーへの支援、児童虐待防止の推進

取組内容

ヤングケアラーに対する認知度を高め、実態の把握に努めるとともに、関係機関と連携し包括的に支援します。また、要保護児童対策協議会の体制を更に強化し、児童虐待の防止を推進します。